十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付要綱

令和７年６月27日

十日町市告示第143号

　（趣旨）

第１条　この告示は、空き家の利活用を図り、十日町市への移住を推進するため、空き家の取得及び改修をした移住者に対し、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

　(1)　空き家　市内において個人が居住を目的として建築した建物であって、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。

　(2)　定住　５年を超えて居住することを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第５条の規定による本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

　(3)　転入者　本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前２年の間に本市に住所を有していない者であって、かつ、定住の意思をもって本市に転入した者又は転入を予定している者とし、次のいずれかに該当するものをいう。

　　ア　転入日から起算して２年以内に補助金の交付申請を行う者

　　イ　交付申請後に転入する者

　(4)　子育て世帯　申請日が属する年度の４月１日現在において生計を一にする18歳未満の世帯員と同居している者又は申請日現在において妊娠している者がいる世帯をいう。

　(5)　居住誘導区域　十日町市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

　(6)　ふるさと回帰支援事業補助金　十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱（令和２年十日町市告示第159号）で定める補助金をいう。

　(7)　結婚新生活支援事業補助金　十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（平成29年十日町市告示第166号）で定める補助金をいう。

　(8)　市内施工業者　十日町市内に事業所、営業所若しくは支店を有する法人又は個人事業主をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　(1)　自らの居住の用に供するために居住誘導区域で空き家を取得及び改修する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　　ア　新潟県の他の市町村からの転入者で、かつ、子育て世帯である者

　　イ　新潟県外からの転入者

　(2)　この補助金の交付を受けて改修等を行う空き家に、補助事業の完了の日から１年以内に居住を開始し、５年を超えて居住する見込みのもの。

　(3)　転入時において、年齢が60歳以下であること。

　(4)　同居世帯員全員に市税の滞納がないこと。

(5)　住宅取得又は住宅改修に係る補助金について、過去にふるさと回帰支援事業補助金又は結婚新生活支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。

　(6)　十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第４号）第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

　(7)　市税の滞納がない（市外在住者にあっては、現居住地の市町村税について滞納がない）者

　(8)　過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けていない者

　(9)　空き家を取得する日まで、その所在地に住所を有していない者

　(10)　３親等内の親族間において、売買、相続又は贈与により空き家を取得していない者

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、第１号及び第６号に規定する経費を除き、市内施工業者が施行した場合に限り、対象とする。

　(1)　空き家の取得に要する経費。ただし、用地費を除く。

　(2)　空き家の修繕、補修、改修、一部改築及び増築に係る経費

　(3)　壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等空き家の模様替えに係る経費。ただし、畳替え、襖又は障子の張替えその他簡易な改修に係る経費を除く。

　(4)　空き家への防犯用設備若しくはフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化に係る経費

　(5)　屋根の葺き替えに係る経費

　(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

２　前項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除外して算出するものとする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表の区分により算出した額を合算した額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　居住を予定している者の世帯全員の住民票の写し

　(2)　定住誓約書（別紙１）

　(3)　世帯全員分の納税証明書。ただし、18歳未満の未就業の者を除く。

　(4)　空き家の所有者が確認できる書類

　(5)　売買契約書の写し

　(6)　工事見積書の写し

　(7)　工事着工前の写真

　(8)　空き家の位置図

　(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上補助金の交付又は不交付を決定し、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）又は十日町市空き家利活用定住促進事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

　（交付申請の変更又は中止）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業に変更が生じた場合は、十日町市空き家利活用定住促進事業変更交付申請書（様式第４号）を、事業を中止しようとするときは、十日町市空き家利活用定住促進事業中止届出書（様式第５号）に、その内容を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第６号）を、同項の規定による届出があったときは、内容を審査し、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金中止承認通知書（様式第７号）によりその結果を速やかに当該交付決定者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　交付決定者は、事業が完了した後、速やかに十日町市空き家利活用定住促進事業完了実績報告書（様式第８号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し

　(2)　補助対象工事実施後の空き家等の現状及び工事施工箇所の写真

　(3)　空き家取得代金領収書の写し

　(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等

　（確定通知）

第10条　市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金確定通知書（様式第９号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

　（交付請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

　（決定の取り消し）

第12条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　(2)　空き家に居住した日から起算して５年以内に補助金の対象となった空き家を取り壊し、又は売却したとき。

　(3)　空き家に居住した日から起算して５年以内に補助金の対象となった空き家を退去し、又は居住の用に供しなくなったとき。

　(4)　その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

２　市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

　（補助金の返還）

第13条　市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、十日町市空き家利活用定住促進事業補助金返還通知書（様式第12号）により返還を命ずることができる。

２　前項の規定により補助金の返還命令を受けたものは、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

　（委任）

第14条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助金の額 |
| 基本額 | １　空き家を取得した場合　取得経費に２分の１を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額２　空き家を改修した場合　改修経費に２分の１を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額 |
| 加算額 | 新潟県外からの転入者で、かつ、子育て世帯は10万円 |